平成２１年（フ）第３６４号
高知県香南市野市町西野255番地６
債務者　玉木　雅弘
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６６号
高知県土佐市高岡町甲993番地　サンハイツ１Ｆ中
債務者　中内　治美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３号
高知県須崎市浜町２丁目８番18号
債務者　倉内利惠子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第５５号
高知県高岡郡佐川町乙3347番地５
債務者　植田　　敦
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第５９号
高知県高岡郡四万十町戸川956番地
債務者　竹内　章人
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第３５号
高知県安芸市千歳町10番17号、住民票上の住所高知県安芸郡安田町大字西島601番地
債務者　横田　有矢
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
福岡県柳川市南浜武410番地
債務者　吉田　　照
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
福岡県大川市大字向島1409番地５
債務者　井口　　勉
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
福岡県筑後市大字長浜529番地　リベルテタウンＢ―204号
債務者　中村　幸隆
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４１号
福岡県八女郡黒木町大字北木屋1612番地１
債務者　森　　修
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４３号
福岡県八女郡立花町大字兼松40番地８
債務者　田中　裕人
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４５号
福岡県筑後市大字西牟田3653番地15
債務者　石井ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４６号
福岡県八女郡広川町大字新代834番地４
債務者　山口　薫子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第８５号
福岡県田川郡福智町伊方4476番地８
債務者　原田真由美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１９号
長崎県壱岐市勝本町西戸触87番地
債務者　脇山　真一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第３８２号
大分市大字宮河内3769番地の611
債務者　挾間　静江
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８３号
大分市大字宮河内3769番地の611
債務者　挾間ナガ子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８９号
大分市王子新町４番24号
債務者　野田日出男
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係